

～草地更新を行う農業者を支援します～

～事業の概要～

1. 支援の内容

自給飼料の増産に向けて町内の生産者団体が行う草地更新に必要な経費の一部を支援します。

2. 支援の対象となる経費

草地更新に係る以下の経費が対象。
但し、年内作業を目的に令和5年10月末までに購入されたものに限る。

〔 牧草種子、土壌改良資材、化成肥料、除草剤、
機械借上料（リース事業者との契約に限る） 〕

※燃料費、機械購入費等は対象外。

※作業受託組織に委託する場合も上記経費であれば助成対象

※消費税及び地方消費税の額を除いた額とする。

3. 支援の対象者

町内に住所を有する者で、かつ生計が異なる3名以上の農業者（うち1名以上は畜産業者であること）で組織する団体

※1人の農業者が所属できる団体は1団体のみとする。

4. 補助率

経費の1/4以内又は7,500円/10a以内のいずれか低い額（上限100万円）

申請方法は裏面へ

～申請方法～

5.申請に必要なもの

- ① 団体に保有する約款の写し
- ② 団体の構成員を確認する書類
- ③ 予定経費の見積書
- ④ その他町長が必要と認める書類

6.申請スケジュール

申請にあたり、下記日程で計画申請の募集を行います。

- ① 募集期間：令和5年4月3日～5月31日
第1募集：令和5年4月 3日～4月17日
第2募集：令和5年4月18日～4月30日
第3募集：令和5年5月 1日～5月15日
第4募集：令和5年5月16日～5月31日

※ 第2募集期間以降は予算の都合により、募集を行わない可能性がありますのでご注意ください。

- ② 受付時間：8：15～17：00まで
- ③ 受付場所：東北町コミュニティセンター未来館2階
農林水産課 畜産係

7.その他留意事項

- ① 事業対象圃場は町内外の圃場に加え、東北町営共同放牧場を含む。
※但し、国の経営所得安定対策等実施要綱(制定平成23年4月1日付け22経営第7133号)で定める、水田活用の直接支払交付金の対象となっている圃場は除く。
- ② 草地更新を行った圃場は適正に管理し、収穫飼料は構成員間で消費すること。

<お問合せ先>

東北町役場農林水産課 畜産係
TEL：0176-56-4384

～団体の設立でお困りの方もぜひ、ご相談ください～